

給付金制度のご案内

1、厚生労働省 教育訓練給付制度

(1)概要

教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

大阪府社会福祉事業団の介護職員初任者研修(特定一般教育訓練)と介護福祉士実務者研修(一般教育訓練)は、厚生労働大臣の指定を受けています。

対象となる方には、講座修了後、教育訓練受講に支払った費用の一部がハローワークから支給される制度です。

(2)支給対象者

以下の1、2のいずれかの条件を受講開始日に満たしている方が対象となります。

1 雇用保険の被保険者

受講開始日(※注1)において、雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間(※注2)が3年以上の方。(初めて教育訓練給付金を受けようとする方については1年以上ある方。)

2 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日において、被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年以上(初めて教育訓練給付を受けようとする方については1年以上)ある方。

(※注1) 受講開始日とは、申し込みされたクラスの「開講日(初回通学日)」となります。

(※注2) 支給要件期間とは、同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者(一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者)として雇用された期間をいいます。

(3) 対象講座・給付率

対象講座名	教育訓練給付金種別	給付率
介護職員初任者研修	特定一般教育訓練給付金	1. 指定期間内に修了した場合お支払いされた受講料の40% 2. 受講修了後、1年以内に受講した特定一般教育訓練が目標としている資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合はお支払された受講料の10%が追加支給(最大50%) (※最大50%は2024年10月1日以降に受講開始した方)
介護福祉士実務者研修	一般教育訓練給付金	指定期間内に修了した場合お支払いされた受講料の20%

- [特定一般教育訓練明示書\(介護初任者\)1ヶ月コース.pdf](#)
- [特定一般教育訓練明示書\(介護初任者\)2ヶ月コース.pdf](#)
- [特定一般教育訓練明示書\(介護初任者\)3ヶ月コース.pdf](#)
- [特定一般教育訓練明示書\(介護初任者\)4ヶ月コース.pdf](#)
- [一般教育訓練明示\(介護実務者\)無資格者コース.pdf](#)
- [一般教育訓練明示書\(介護実務者\)訪問介護員2級課程修了者コース.pdf](#)
- [一般教育訓練明示書\(介護実務者\)介護職員初任者研修修了者コース.pdf](#)

(4) 手続き

ご自身が給付金の支給対象に当てはまるか、詳細な手続き方法等については、最寄りのハローワークにお問い合わせください(大阪府社会福祉事業団では判断できかねますので、あらかじめご了承ください)。

給付申請される場合は、その旨を研修事務局にお申し出ください。給付申請にあたり必要な書類を発行・郵送いたします(発行依頼を受けてから発行までに2週間程度要します。ご了承ください)。

書類を受け取られましたら、ハローワークにご提出し、お手続きください。

※ご自身で受講料を支払われた方に限ります。

※妊娠・出産・育児・疾病・負傷等(継続して30日以上)の理由により受講開始できない場合、ハローワークに申請を行うことで延長される場合もあります。

[教育訓練給付金の支給申請手続きについて/厚生労働省](#)

2、地方自治体 母子家庭自立支援給付金制度

(1)概要

母子家庭の母または父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、厚生労働省と都道府県や市町村などの自治体が協力して取り組む就業支援施策です。以下の対象者が教育訓練給付制度対象講座を受講し、修了した場合、受講料の60%が自立支援教育訓練給付金により支給される制度です。

(2)支給対象者

- 1.母子家庭の母、又は父子家庭の父であって、現に児童(20歳に満たない者)を扶養している方
- 2.児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にあること。
- 3.就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められること。

(3)給付率

支払った受講料の60%(上限20万円)を支給

(4)対象講座

- ・介護職員初任者研修
- ・介護福祉士実務者研修

(5)手続き

こちらの制度は地方自治体により実施されているため、講座お申し込みの前に最寄りの市区町村窓口(福祉事務所など)にて、事前にお問い合わせお手続きください(大阪府社会福祉事業団では判断できかねますので、あらかじめご了承ください)。

給付申請される場合は、その旨を研修事務局にお申し出ください。給付申請にあたり必要な書類を発行・郵送いたします(発行依頼を受けてから発行までに2週間程度要します。ご了承ください)。

書類を受け取られましたら、最寄りの市区町村窓口(福祉事務所など)にご提出し、お手続きください。

※ご自身で受講料を払われた方に限ります。

[母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業について | こども家庭庁](#)

3、大阪府スキルアップ支援金

(1)概要

離職(求職)期間が長引いている方や非正規雇用で長期間働いている方等を対象に、大阪府が指定する期間に対象の教育訓練講座を受講・修了した場合に、講座受講料の1/2が支給される制度です。

(2)支給対象者

教育訓練給付制度に該当せず、大阪府スキルアップ支援金の対象になる方は、主に以下の方です。

- ・今まで雇用保険に加入したことがない方
- ・離職して1年以上経過している方
- ・雇用保険の加入期間が1年未満の方(就職して1年未満の方) など

上記の例以外にも、支援金の対象になる場合があります。また、この他にも支給要件がありますので、必ず募集要項をご確認ください。

(3)給付率

講座受講料の1/2を支給

(4)対象講座

- ・介護職員初任者研修
- ・介護福祉士実務者研修

(5)手続き

こちらの制度は大阪府独自の施策のため、ご自身が給付金の支給対象に当てはまるか、詳細な手続き方法等については、「大阪府スキルアップ支援金事務局」(下記リンク参照)にお問い合わせください(大阪府社会福祉事業団では判断できかねますので、あらかじめご了承ください)。

給付申請される場合は、その旨を研修事務局にお申し出ください。給付申請にあたり必要な書類を発行・郵送いたします(発行依頼を受けてから発行までに2週間程度要します。ご了承ください)。

書類を受け取られましたら、大阪府にご提出し、お手続きください。

※ご自身で受講料を払われた方に限ります。

[大阪府スキルアップ支援金について／大阪府\(おおさかふ\)ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)



社会福祉法人
大阪府社会福祉事業団